

2007年度の活動のまとめ

行政施策の充実・改善のとりくみ

1. 2008年度県予算要望のとりくみ

(1) 県との話し合いに向けて

a) 話し合いまでのとりくみ

9月の代表委員会で要望内容を討議し、まとめました。

また、地域連協に対して、市町村への要望の中に「県に対して現行の学童保育施策を改善する」ことを盛り込むこと 当該県会議員に対して、会派の新年度要望項目に私たちの要望を盛り込むこと、県連協と県当局との話し合いに会派として同席を要請することをお願いしてきました。

b) 今年の要望の重点

「運営基準」が実現できるよう基準額増を

補助基準額は、法制化以降、国庫補助の改訂の範囲内での変動しかありません。埼玉県放課後児童クラブ運営基準は、「常勤指導員を複数配置することが望ましい」と明記しています。真摯に仕事と向きあう指導員の存在は“学童保育のカナメ”ですが、労働条件の不十分さ等から、残念ながら指導員の入れ替わりが止まりません。指導員の安定した労働条件が確保できるよう、また、指導員常時複数体制を確保できるように、1箇所当たりの補助基準額の増額を求めます。

分離分割のために施設整備費の予算化を / 市町村に「待機者を出すことなく分離」を働きかけて

「71人以上の大規模クラブへの補助...は、平成21年度をもって廃止」する厚生労働省の方針もあり、大規模学童保育の分離分割は緊急の課題となっています。分離分割を行うためには、施設や部屋を何らかの形で

用意することが必要です。

国は、施設整備に関して、単独で建てるための「児童厚生施設等整備費」 余裕教室等を改修するための「放課後子ども環境整備等事業費」 設備費（備品の購入等）を予算化しています。しかし、埼玉県は、「保育環境改善等事業費」以外の「児童厚生施設等整備費」「設備費」は予算化をしていません。栃木・群馬など近県は予算化していることと照らしても、“学童保育先進県”として施設整備費等の予算化を図るべきです。併せて市町村に対して、待機児童を出すことなく分離分割を進めることを働きかけて下さい。

「障害児4人で指導員2人」への改善を

県は86年度より障害児加算補助を開始、99年度には障害児3人に指導員1人、6人に2人と改善をされ（補助額は1,491,600円から975,000円と改悪その後、956,000円と減額）、03年度から、障害児1人に指導員1人と改善を図りました。しかし障害児6人以上で2人からは変わっておらず、受け入れを難しくしている要因です。また、単価も減額されたままで、1人の指導員を配置する補助額とは言えません。

障害児学童保育 すべて「3対1対応」に + 指導員の手を必要とする児童は「1対1対応」を 障害児学童保育は、「重度障害児（療育手帳A等）3人に指導員1人、その他の障害児6人に指導員1人」の基準です。しかし実際には平均で児童2対指導員1対応となっています。特に指導員の手を必要とする児童については1対1対応となっています。併せて、

運営の安定のために補助基準額そのものの増額が必要です。

新設養護学校内に障害児学童保育の設置を

2008年度に上尾東高校が廃止された跡に09年度から県南部地域養護学校（仮称）が新設されます。高校の校舎・校庭は、養護学校の3倍以上はあり、教室数も多数あります。新設養護学校に学童保育を必要とする家庭は必ずいることから、新設に当たって教室内ないし敷地内に設置することは道理のあることです。この問題は、9月定例県議会でも取り上げられ、教育長自身が「施設や敷地を活用できないか...検討してまいります」と答弁しています。

また教育長は、その他の養護学校については、余裕教室がない等を理由に「専用スペースの確保は困難」と述べつつも、「放課後児童クラブは、...児童生徒との発達にも大きな役割を果たしている」と評価し、「より主体的にこうした問題に対応できるように今後、検討を進めて取り組んでまいりたい」と答弁しました。他の養護学校についても学校施設ないし敷地内を活用できるよう求めていきます。

厚生労働省へ概算要求の実現とガイドラインを有効なものとなるようにはたらきかけて

厚生労働省は、来年度の概算要求で、長期休業中などに1日8時間以上開設したクラブへの加算補助 障害児対応指導員補助の増額等を新規に要求しています。また現在、厚労省として「ガイドライン」を策定中です。このガイドラインが実質的に最低基準的な役割を果たすよう、実施要綱の中に明記する、埼玉県が実施したような「点検」「活用促進事業」等を行うことを要望して下さい。

「指定管理者制度は学童保育にはなじまない」という見解を示して

県内各地で学童保育に「指定管理者制度」を導入する市町村が増え続けています。同制度は、非営利団体でない民間企業も参入でき、3年や5年などの指定期間を定めるなど、学童保育事業にはなじまないものです。県として、「学童保育事業には指定管理者制度はなじまない」という見解を表明することを求めています。市町村が重大な制度変更を行う場合、住民の意向を尊重し、説明責任を果たすよう徹底することを求めます。

(2) 11月20日の話し合い

11月20日、さいたま市内において来年度県予算についての福祉部、教育局との話し合いが開催されました。県下29市町から約180名（昨年度=29市町から約180人 06年度=29市町から約160人）の保護者・指導員が参加。県から新井美代子子育て支援課長以下7名が出席。県議会からは、公明党、民主党・無所属の会、共産党（代理）の3会派が出席、社民党からメッセージをいただきました。

薄井俊二会長、新井課長のあいさつの後、山本和順事務局長が要望を説明、つづけて6名の父母・指導員が現場の実態をもとに施策の改善を訴えました。

「荒れる子どもへの対応に悩んだとき、クラブ内や指導員会での相談と研修が大事だった。退職が続いては学童が子どもにとって安心できる居場所にならない。勤務できる労働条件と、研修・打ち合わせ時間を確保する補助増を」山崎さん（東松山市・指導員）

「二人の子どもが指導員に支えてもらい、安心して働くことができた。しかし指導員は仕事が重要なのに労働条件が低すぎる。子どもたちのために働き続けてもらいたい。社保加入・昇給・一時金が保障できるよう県補助の改善を」川崎さん（幸手市・保護者）

「築40年の現施設は、浸水や雨漏りなどでとても劣悪。これまでも市に公設化を要望してきたが実現せず。10月1日の教育長答弁にそって新設養護学校内に障害児学童保育施設の設置をお願いします」若狭さん（上尾市障害児学童バナナキッズ保護者）

「現在94名。昨年からの分割にむけて担当課と土地を探し、来年度予算に建設費が盛り込まれた。市町村の分割増設を応援するために県も独立施設整備費の予算化を」鈴木さん（所沢市指導員）

「体温調節ができない、てんかん発作のため静養が必要になるなど、重度障害の子どもたちは配慮が必要にな

る。体育施設開放利用だけでなく、空調のきいた教室等の利用を認めてほしい」前川さん（さいたま市障害児学童わんぱく保護者）

「2校区で10月から第2クラブを設置。市の単独補助で施設整備費と設備費がついたが、子どもたちの生活の場としてはまだ充分ではない。来年度は9クラブが大規模になるが、県も施設整備費の予算化で大規模解消を助けてほしい」照岡さん（上尾市保護者）

県としてもやっていきたい。また特別支援学校放課後クラブについても、いろいろ問題はあり『すぐに』とはいかないが、一歩でも二歩でも半歩ずつでもやれることは進めていきたいと考えている」と述べました。

(4) 政党への要請と懇談

a) 県議会各会派との懇談

県連協運営委員会として、県議会各会派に対して要望を伝え、予算要望への支援をお願いしてきました。共産党は、国会議員団、県議員団との懇談が9月20日、行われました。福祉関係諸団体が招かれて、各団体から要望を届ける形で行われました。

公明党は、県議団との懇談が9月28日、行われました。福祉関係団体とそれぞれ個別に20分面談するという形で行われました。

b) 地域選出の県議会議員訪問

予算要望のとりくみの一環として、地域連絡協議会から地元の県議員を訪問していただくようお願いしてきました。訪問は一部にとどまりましたが、継続的につながりを持っている地域もあり、地域の活動にも役立てられているようです。

どの懇談の中、とくに大規模クラブ解消を促進する補助施策・障害児学童保育施策等について訴えました。

冒頭で薄井会長は、県が昨年11月にまとめた『放課後子どもプランに関する研究会報告書』について、「現場の実態を踏まえた現実的な方向性と評価している」と述べました。

続けて地域から参加した3名が発言。昨年大規模クラブを分割した上尾市大谷学童保育指導員の重信紀子さんは、大規模分割を促進するために施設建設費の県補助を訴えました。上尾市の障害児学童保育バナナキッズの保護者・若狭千代子さんは、新設される県立養護学校内への施設設置を求めました。さいたま市の障害児学童保育わんぱくの保護者・前川明子さんは、「学校の空調設備の整った部屋を活動場所として使えるようにしてほしい」と述べ、学校側の柔軟な対応を求めました。

要望を聴いて副知事は、「自分自身も二人の子どもが学童にお世話になり、とてもありがたかった。子どもだけでなく働く保護者の交流の場でもあった。大規模クラブは安全性の点でも大きな問題があると思う。財政的な制約があり(2008年度)予算で新設補助をというわけにはいかないが、市町村への働きかけなど

2. 県施策改善に関わるその他の動き・とりくみ

(1) 県連協として県主催の会議等へ参加

a) 県防犯のまちづくり推進会議総会

県連協は同会議のメンバー。

6月11日 於県民健康センター大ホール

b) 次世代育成支援対策推進協議会

委員として県連協から森川を選出。

第1回=7月13日 第2回=11月19日

c) 県放課後子ども教室推進委員会

第1回=6月6日 第2回=11月28日

第3回=2月14日

*委員として県連協から薄井会長を選出。

(2) 県連協が「埼玉県子育てコバトン応援団特別団員」に認定される

進行する少子化を背景として、県レベルで子育て応援の気風をつくり出そうと、「企業、地域、行政が一体となって協力して子育てを支援する社会をめざす」ために、「県子育てコバトン応援団」を結成することになり、その一環として11月30日、知事公館にて「応援団特別団員」の結団式がありました。県商工会議所などの経済団体、埼玉りそな銀行などの企業、新座市子育てネットワークなどのNPO団体、県PTA連合会などの県域の団体等28団体の1つとして県連協が特別団員に認定され、知事から特別団員証が交付されました。

3. 「新設養護学校に学童保育を」のとりくみ

(「 . 障害児の豊かな放課後を保障する取り組み」参照)

4. 「放課後子どもプラン」へのとりくみ

要はない。市町村とよく話し合っ、よい仕組みを考えてほしい」と述べ、理解を示しました。

回答を受け、薄井俊二会長が4点の確認質問をおこないました。

単独施設整備費、活用促進事業、障害児加配単価などについて重ねて見解を求めました。担当課は「増加するすべてのクラブに対応することを一番に考え、それに合わせて基準の改善も検討するという形。改善の必要性は理解している」と述べ、今後の研究課題としました。

国で新規事業が予算化された際の県の対応について、「従来どおり国の補助制度にそって予算を確保していく」と述べました。

国のガイドラインと県運営基準との関係については「国のガイドラインが出たからといって、そこに引き下げるという考えはない。引き続き県の基準どおりに市町村に運営を求めていく」と述べました。

指定管理者制度の問題点について「本来福祉事業に参入すべきではない事業者を排除することは難しいと思うが、県当局として指定管理者制度が学童保育のような福祉事業にはなじまないという見解を示す」よう求めました。担当課は「なかなか福祉事業には厳しいと認識している。ただ、学童保育は市町村が運営方法を決めるので、県としては制度導入にあたっては保護者・児童・指導員・実際に運営にあたる人たちとよく相談した上で、というお願いをしていくことになる」と述べるに留まりました。

(3) 知事への陳情署名、知事との面談

a) 陳情署名の結果

11月の県の話し合いの結果を受けて、改めて私たちの意志を伝えるために、今年度も県知事へ「学童保育施策・予算の拡充を求める」陳情署名を行いました。署名は、1月10日の知事との懇談に34,946筆を提出し、最終的には35,990筆が集まりました。

(06年度=26,569筆、05年度=23,350筆、04年度=27,205筆、03年度=22,836筆、02年度=22,983筆、01年度=31,081筆)。

b) 岡島副知事との面談 1月10日

県連協・薄井俊二会長ら8名は1月10日、埼玉県の岡島敦子副知事と面会し、知事への陳情署名を届け、来年度予算について要望しました。予算の知事査定を前にしてあらためて要望を届ける場であり、27分ほ

発言を受け、野口典孝主幹が回答しました。

【県補助基準額の改善】「国の補助単価を基本として確実に予算を確保したい。新規クラブもカバーするが、それだけで大変な額。県単補助は原則廃止という流れもあり、基準額については引き続き研究していく」と述べ、国の単価を基本とする従来の考え方に止まりました。

【単独施設整備費予算化を】「県としては余裕教室の活用を基本と考えている。しかし、単独で整備する場合の補助については市町村からも要望があり、引き続き考えていきたい」大規模クラブの分割について「国には分割にかかわる施設整備費の特例的な補助金の創設を求めている」と述べました。

【障害児担当指導員配置】「さらなる加算等は、引き続きその必要性について検討していきたい」と従来通りの回答でした。

【障害児学童保育運営費】補助基準額と配置基準の改善について、「さらなる補助要件の緩和は、放課後児童健全育成事業との整合性や県財政の状況を考えながら引き続き研究していきたい」と述べました。

【特別支援教育課の協力を】新設養護学校への障害児学童施設設置について「放課後児童クラブ関係者の要望を踏まえ関係市町村と検討する」と10月1日教育長答弁にそった回答がありました。学校施設利用については「放課後児童クラブの意義を踏まえ、各学校の実情に応じて可能な活動場所の提供を検討したい」と述べました。

【放課後児童クラブ運営基準】活用促進事業の復活について「課としては延長を求めている。今後、復活の機会をうかがっていく」。見直しについて「必要に応じておこなうが、国ガイドラインとの関係では県基準の方が詳細なので考えていない」「点検やhp上での公表は引き続きおこなう」と述べました。

【放課後子どもプラン】「学童と教室のそれぞれを充実していく。国も難しさがわかってか、最近“一体的”とはあまり言わない。連携とは何ができるか、というのが基本だと考えている」と述べました。

【指定管理者制度】「学童保育には指定管理者制度はなじまない」という見解を示すこと、制度変更の際の説明責任について市町村に徹底するよう求めました。主幹は「保護者会等と意思疎通を図る等は以前から伝えてきているが引き続き話していきたい」としたうえで、さらに「事業の仕組みとして現行の委託のままで市民が納得するならば、指定管理者制度を導入する必

(1) 県連協のとりくみ

代表委員会、運営委員会等の場において各地の情報を収集しました。

また、学習の場を提供してきました。

5月の研究集会・分科会

9月の合宿研 ガイドラインの問題と関わらせて

1月の一学習会 情勢と関わらせて

(2) 埼玉県の動き

県「放課後子ども教室推進委員会」を設置。県連協から薄井会長が委員に委嘱されました。

第1回 = 6月6日 第2回 = 11月28日

第3回 = 2月14日

(情勢と課題 - 2 - (3) 参照)

5. 指定管理者制度へのとりくみ

(1) 「市町村制度施策研究プロジェクト・指定管理者制度チーム」を設けて討議・研究 (- 5 - (6) 参照)

(2) 学習会の開催

a) 1月の一学習会 事例報告

ふじみ野市「新設予定の学童保育から指定管理者制度を導入？」

所沢市「分離増設した学童保育について指定管理者制度を導入？」

b) 3月の実践交流会分科会

草加元気っ子クラブ「再指定へのとりくみ、地域の他団体との関係づくり」

東松山市学童保育の会「公立学童保育へ導入、民間学童保育へも？」

ふじみ野市大井学童保育の会「新設学童保育は指定管理者制度で？」

c) 沿線交流会にて 12月 東上沿線ブロック

(3) 地域の学習会・会議への支援

北本市 八潮市 ふじみ野市 等

6. 大規模問題へのとりくみ

(1) 「大規模分離増設チーム」を設けて討議・研究 (- 5 - (6) 参照)

(2) 学習会の開催

a) 9月 合宿研究会 分科会

あげお学童クラブの会「市が1小学校区複数クラブ設置へ」

草加市元気っ子クラブ「大規模学童保育について市とクラス制を協議」

b) 3月 実践交流会 分科会

あげお学童クラブの会「市と共同で分割の基準をつくり、2カ所を新増設」

日高市学童保育の会「第2学童保育の新設へ」

小松崎真一(千葉県船橋市)「試行期間を経て2クラブへ、指導員の役割も含めて」

(3) 全国連協と一緒に「一人ひとりの声を国と自治体に届けよう」のとりくみをスタートさせました

7. 参議院選挙・埼玉県知事選挙へのとりくみ

参議院選挙 7月5日告示 7月22日投票

埼玉県知事選挙 8月5日告示 8月26日投票

(1) 学童保育運動と政治との関わりについての整理

a) 学童保育は国においても地方においても制度化途上であり、制度・施策の点で確立・改善すべき点がたくさんある。その解決のためには、国(政府・国会)、自治体(行政・議会)が学童保育について理解をし、制度・施策を改善する志向を持ってもらう必要がある。この点から、好むと好まざるとに関わらず、

学童保育と行政・議会との関係、還元すると、学童保育と政治との関係は不可分のものである。

県連協が行政・議会に対する効果的なはたらきかけができるかどうかは、その存在意義に関わるものと言える。

b) 今回の場合、候補者に対して「公開質問状」という形で学童保育についての考え方を問うことになる。その際に留意する点として、大衆団体としては、それを公開して、会員の投票行動の参考にしてもらうことまでを行うが、回答内容によって、県連協として特定候補者や政党を支援することは行わない。

(2) 具体的なとりくみ

a) 参院選立候補者に対して公開アンケートを行い、結果を各学童保育へ送付しました

7月5日アンケート送付 16日返送×切 19日地域にニュースとして送付

b) 知事選挙立候補者に対して公開アンケートを行い、結果を各学童保育へ送付しました。

7月20日アンケート送付 8月5日返送×切

8日地域にニュースとして送付

8月26日投票で埼玉知事選挙が行われ、現職の上田清司氏が当選しました。公開アンケートに対して上田氏は、以下のように回答しました。

平成16年3月には全国に先駆けて「放課後児童クラブ運営基準」を定め放課後児童クラブの保育内容の向上に努めており、学童保育先進県として全国的に評価されています。放課後児童クラブは、働きながら子育てしている方々にとってもまた子どもたちの安全で安心な場としても、なくてはならない重要な事業です。大変厳しい財政事情ではありますが、「選択と集中」の観点から、必要な予算措置はしっかり取り組みたいと思います。

8. 全国連協の要請行動等へ参加

厚生労働省などへの要請行動へ参加しました。

(1) 5月30日、2008年度の国の予算編成、「放課後子どもプラン」等について、厚生労働省、文部科学省等の各省庁、地方6団体、政党各会派などに対して要請行動を行いました。埼玉県から4人が参加しました。

(2) 12月12日、厚生労働省・文部科学省、各政党

などに予算の増額と施策拡充を求めた要望書を届けました。今回は厚生労働省が10月にガイドラインを策定したことを受け、次の4点にしぼって要望しました。

待機児童と大規模学童保育解消を ガイドラインに実効力をもたせ、質的な拡充を 「放課後子どもプラン」は学童保育拡充を 専任で常勤の指導員が配置できる予算措置を

9. 国民生活センター「提言」を受けてのとりくみ

(1) 問題の発端とその後の経過

a) 2月21日、国民生活センターが『学童保育の実態と課題に関する調査研究』報告書を発表しました。

そのまとめである「学童保育に関する提言」の「2. 契約書の作成と利用者への交付が不可欠」の中に以下がありました。

<交付書面調査> 契約書ではなく誓約書を提出させている施設がある

社会福祉法では、契約成立時には、書面の交付

を義務付けているが、契約書ではなく、保護者にだけ誓約書や承諾書を提出させている施設が存在が明らかとなった。

契約書や誓約書の中には、次のような利用者にとって不利な内容の記載があった。

・「保育活動中における「事故」「災害」「事件」等によって被害を受けた場合について事業者の責任を一切問わないこと。」との記載は、消費者契約法8条1項(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)に該当し無効である。

・「一旦、お支払いいただいた料金は、理由の如何を問わず返金致しません。」との記載は、消費者契約法9条1号（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）に該当し無効である。

b) 2月22日、23日付け新聞各紙が以下のような見出しで報道しました。
『読売』 「学童保育で『不適切』契約 『免責』『返金なし』違法の疑いも」
『朝日』 「学童保育で不適切契約 事故責任負わぬ/料金返さない」

c) 「報告書」の指摘を受けて、2月28日、厚生労働省健全育成係長名で都道府県に通知「放課後児童クラブの運営に当たっての留意について」を送付し、特に、契約書の部分について、市町村と学童保育運営者に対して「留意」を促しました。

d) 2月27日、埼玉県子育て支援課長名で、埼玉県独自で「放課後児童クラブ事業の一点検について（依頼）」を送付し、点検調査を依頼しました。
直接のきっかけは、県内の1クラブの「不適切な事務執行事例」を受けたものでしたが、併せて国民生活センターの指摘のあった「契約」の問題も組み入れて調査を行いました。

e) 県連協事務局で調べたところ、次のような「契約書」等の実態がわかりました。
K市S学童保育 「誓約書」
H市学童保育の会 「同意書」
保育料について、前月納入を義務づける。当月、児童が欠席の場合でも保育料は返金しない。
入所の際に、口頭ないし文書等で「共同学童保育は父母みんなの共同責任で運営しています。学童保育に年間通して通うようにしましょう」などをお願い

f) 「契約問題」についての地域連協・学童保育の受け止めのようす
とまどい 「民間共同学童保育で利用者に共同責任をお願いする、保険の範囲内での責任などという広報は行っている。正直、『どうしろって言うんだ』という気持ち」
運営責任を負うことについての萎縮 「好きで保護者が運営している訳じゃないわよ」「もう、やってら

れないよ」という雰囲気にならないかと心配
風評被害の心配 「新聞報道は、学童保育全般が不正を行っている印象を与える」。

(2) 県連協としての対応・とりくみ
a) 4月19日の代表委員会で討議しました。
交流 今回の「契約書問題」についての受け止め
討議 県連協として考える今後の対応(次項)を提案し、意見交換
b) 提案 民間共同学童保育おいての対応

社会福祉法に規定されている「情報の提供等」第75～77条は学童保育事業者(民間共同学童保育の場合、保護者)としての義務なので、きちんと行いましょう。
情報の提供 第75条
利用契約の申込み時の説明 第76条
利用契約の成立時の書面の交付 第77条
・経営者の名称 ・福祉サービスの内容 ・利用者が払うべき額 ・その他厚生労働省令で定める事項
具体的には、「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」20～29ページにある書類の作成を行いましょ
う「放課後児童クラブ入室案内説明書」、「放課後児童クラブ入室申込書」、「児童家庭調査書」、「就労証明書」、「放課後児童クラブ入室の承認・不承認」、「放課後児童クラブのしおり」
学童保育として保険に必ず加入しましょう ・賠償責任保険 ・傷害保険
その上で、既存の「契約書」「誓約書」「同意書」があれば、見直しましょう

子どもの生活を豊かにする取り組み ～ 保育内容の充実、指導員の研修を中心に ～

学習会・研修会については、学習・研究委員会を中心に内容づくりや諸準備を行い、それぞれ多くの収穫がありました。新設学童保育からの参加者が目立つものの、研修会一つひとつの参加者数は漸減傾向にあります。既存学童保育の参加、特に保護者の参加が減少していることは大きな課題です。

また、指導員学校(放課後児童指導員研修会)は、県庁と共催の形で9回目を開催しました。第8回新人研修会、第7回集中講座「障害児の生活づくり」それぞれにも前回同様、多くの参加がありました。
また、今年も実践記録を綴り、交流し合うとりくみを重視してきました。

1. 研修会の開催 ～ 保護者と指導員を対象にした研修会

(1) 第35回研究集会
5月27日(日) 於埼玉県立大学
【参加】51市町745人(指導員=620、保護者=105、保護者OB=8、他=12)
06年度=46市町村(+栃木県小山市)612人
05年度=55市町村(+栃木県小山市)704人
04年度=57市町村(+栃木県、葛飾区)621人
03年度=60市町村662人(於越谷市)
02年度=60市町村817人(於川越市)

05年度=35市町村450人(他1人を含む)
04年度=45市町村422人(他2人を含む)
03年度=48市町村437人(他1県を含む)
02年度=50市町村527人(他1県を含む)

研修会には事前に、334本のレポートカードが寄せられました。その中からレポートを選定しました。

【内容】
全体会 VTRによる学童保育紹介コーナー
基調報告
10年、20年、30年勤続の指導員の表彰
記念講演「子どもたちに生きる希望を!～今日のいじめ、自殺問題にもふれて～」
土佐いく子さん(大阪府公立小学校教諭)
午後は、17の講座と分科会

当日に向けて、指導員連絡協議会を中心に、以下の取り組みを行いました。

a) 準備のための諸会議
レポート選定会議(10月24日) レポート読み込み会議(12月5日)
レポーター打ち合わせ会議(1月26日)

b) 公開学習会
公開学習会 10月3日(水) 於さいたま市産業文化センター
テーマ「実践者にとって実践記録と実践検討の意義～どう綴るか?どう検討するか?も含めて」【講師】竹沢清氏(元愛知県ろう学校教諭)
公開レポート模擬討論 1月23日(水) 於さいたま市産業文化センター

(2) 第29回県実践交流会
3月9日(日) 於嵐山・国立女性会館
【参加】48市町(県外3地域含む)444人 立場=指導員368、父母70、その他6
06年度=39市町、444人(他県7人を含む)

2. 研修会の開催 ～ 指導員を対象にした研修会

(1) 第22回県指導員基礎講座 6月27日 於さいたま市産業文化センター

【参加】35市町367人
06年度 = 33市町301人
05年度 = 27市町348人 / 04年度 = 28市町304人
03年度 = 342人 + & / 02年度 = 320人

【テーマ】「子どもと親を励ます指導員の仕事～子どもと親の生きづらさに心を寄せて」
【講師】亀卦川茂さん（富士見市水谷放課後児童クラブ指導員）

（2）第35回県指導員学校（平成19年度放課後児童指導員研修会）

10月7日（日） 於埼玉県立大学

【参加】763人
06年度 = 56市町約750人
05年度 = 68市町村約750人（事前申込数 + 当日参加者数 = 844人）
04年度 = 約780人（事前申込数 + 当日参加者数 = 863人）
03年度 = 71市町村796人 + 松戸市4人
02年度 = 63市町村777人（事前）

【内容】1. 全体会 主催者あいさつ 県子育て支援長 / 県連協会長
全体講義 「つながり合いの子育て～かけがえのない子ども時代を作る、指導員と保護者と教師の関わり」
渡辺恵津子さん（上尾市立原市小学校教諭）
2. 午後 18分科会

3. 研修会 ～第6回集中講座「障害児の生活づくり」

1日目 12月16日（日） 於埼玉県浦和地方庁舎 2日目 2月24日（日） 於上尾市文化センター

【参加】236人
1日目163人 昨年度1日目153人
2日目191人（2日目のみ75人）
06年度 = 38市町（+他県）267人
05年度 = 37市町197人 / 04年度 = 169人
03年度 = 約200人
02年度 = 34市町 + 他1県234人

【内容】 12月16日（日）
1. 理論講座 発達を学ぶ / 障害児の理解を深め

（3）第8回新人指導員研修会

3月20日（祝） 於埼玉教育会館

【参加】36市町157人
06年度 = 35市町139人
05年度 = 23市町村143人
04年度 = 30市町村97人、
03年度 = 26市町92人
02年度 = 36市町119人

【内容】 第1講「学童保育の役割と指導員」
第2講「指導員の仕事の基本」
竹内れい子さん（草加市両新田児童クラブ指導員）
第3講 指導員の仕事に求められる倫理
亀卦川茂さん（富士見市水谷放課後児童クラブ指導員）
* 講義の合間に、身体を使った手遊びや実技などのコーナーも設けました。

（4）県庁主催 平成19年度児童健全育成関係者専門研修会

3月11日（火） 於熊谷市内
3月18日（火） 於さいたま市内

【テーマ】「児童の心と身体の健全育成」
野井真吾さん（埼玉大学教育学部保健学講座准教授）

る / 障害児受け入れの際のポイント
【講師】妹尾豊広さん（全国障害者問題研究会『みんなのねがい』編集長）
2. 実践講座 障害児を含めた生活づくりをどう進めるか
【講師】坂内亮司さん（さいたま市NPO大砂土やまねこ指導員）
3. 実践講座 障害児学童保育の生活づくりをどう進めるか
【講師】並木たい子さん（埼玉県立川口養護学

校教諭）
2月24日（日）
4. 理論講座 LD、ADHD、高機能自閉症児の発達と指導
【講師】小淵隆司さん（千葉県鎌ヶ谷市子育て支援センター）

5. 理論講座 知的障害、ダウン症の発達と指導
【講師】奥住秀之さん（東京学芸大学助教授）
6. 理論講座 自閉症児の発達と指導～障害児者のライフサイクルの問題にもふれて
【講師】竹脇真悟さん（埼玉県立越谷養護学校教諭）

4. 研修会 ～沿線ブロックでの学習・交流

東武、京浜、東上、北部の4ブロックで沿線交流会・学習会等が開催され、多くの父母・指導員が参加して学習・交流を深めました。西武ブロックは、「沿線

内の学童保育見学ツアー」を実施しました。（詳しくは、「ブロック活動報告」参照）

5. 研修会 ～全国連絡協議会主催の研修会への参加

（1）第42回全国学童保育研究集会 11月10日～11日、於東京

【参加者】全体で4,982人。埼玉からは656人（前回東京開催参加者数755人）

06年度 = 全体で4,377人、埼玉から231人 於愛知県（前回愛知参加者数302人）

05年度 = 4,989人、埼玉から384人 + 於神奈川県

04年度 = 5,690人、埼玉から221人 於大阪

03年度 = 4,005人、埼玉から518人 於栃木県

02年度 = 全体で4,343人、埼玉から225人 + & 於京都府

【内容】全体会 記念講演 松崎運之助さん（元夜間中学教師）「幸せになるための学童保育」
2日目は、28の分科会。

全国研究集会への参加者が毎年減少しています。その大きな理由は、保護者の減少です。

（2）第32回全国指導員学校北関東会場

6月10日（日） 於茨城大学

初めて茨城県内で開催しました。

【参加者】800人、埼玉県内から200人（南関東

6. 研究会 - 第23回県合宿研究会の開催

9月8～9日 於嵐山・国立女性教育会館

指導員学校に参加された方も）

06年度 = 847人、埼玉から479人 於埼玉県立大学
05年度 = 702人、埼玉から約200人 於栃木県
04年度は東日本会場（南・北関東）1,378人（史上最高 埼玉から522人） 於埼玉県立大学

【内容】全体会議「どの子どもにも豊かな放課後を」白石正久さん（大阪電気通信大学教授）
午後は18分科会

（3）第35回全国合宿研究会

5月12～13日 於東京

今回のテーマは、「学童保育の拡充と放課後子どもプラン」

全国連絡協議会からは、子ども未来財団作成の「放課後児童クラブガイドライン研究調査報告書」の分析・評価等が提起されました。続いて、「いま、子どもとともに創りたい生活とは」と題して田中孝彦氏（都留文科大学教授）が講義しました。

これらを受けて、「放課後子どもプラン」の動き、「プラン」の問題との関わりで子どもたちにどう生活生活を保つのか等を討議しました。

1. 参加者 27市町150人 * 1日目のみの参加者数約80人

06年度 = 31市町村164人 / 05年度 = 27市町村 + 他2都県188人 / 04年度 = 34市町村230人 / 03年度 = 35市町村214人

2. 内容 成果と課題

1日目 全体会 こども未来財団「ガイドライン調査研究報告書」を学び、あらためて学童保育とは？指導員の仕事とは？を確かめる

【内容】

埼玉県学童保育連絡協議会より テーマ設定の理由・背景・進め方等を提起
 講義 「国のガイドラインづくりの動きと私たちの課題」 真田祐さん（全国学童保育連絡協議会事務局次長）
 指名発言 「指導員の立場から『ガイドライン調査報告書』をどう見たか」片山恵子さん（さいたま市見沼学童保育指導員）
 討議

【成果と課題】

当初の目論見は、「こども未来財団版ガイドライン報告書」を学ぶ予定であったが、講師選定ができずに、全国連協・真田氏となった。そのため、「こども未来財団版ガイドライン報告書」を細かくひもとくことはできなかったが...

真田祐氏の講義から学べること

私たち保護者と指導員たちの運動がガイドラインをつくらせるまで至ったこと

ガイドライン策定の意義 多様な実態があり、基準づくりは困難としていた国の姿勢を変えさせた

ガイドラインをどう見るか 学童保育基準づくりの第1歩として活用できる内容を持つ。

十分なものとは言えないが、これを足がかりとして引き続き運動を進めていくことの大事さ。

片山恵子氏の発言から学べること

こども未来財団版報告書は、学童保育の現場にかなり近いものとしてできている。その意味で、報告書は、私たちの運動の到達点と言える。

埼玉県の場合、大規模解消の問題にしても、行政と一緒によりよい学童保育を模索してきた歴史を持つ。

2日目 3つの分科会

第1分科会 「大規模学童保育の分離増設を進める」

44人（保護者12、指導員20、その他12）

【内容】

基調提案
 教訓的な地域から事例報告
 報告 あげお学童クラブの会 市が1小学校区複数クラブ設置へ
 報告 草加市元気っ子クラブ 大規模学童保育について市とクラス制を協議
 発言 坂戸市ちびっこクラブ
 討議

【成果と課題】

上尾市、草加市のそれぞれの報告が、昨日今日の運動ではなく、連協等の長年のそれもていねいで粘り強い運動の結果、行政に大規模解消の方針を持たせるに至っている。そういう意味で十分に教訓的なレポートであった。

大規模問題問題をめぐっていくつかの教訓や論点を明らかになった。適正規模での分割の必要性について理解が得られた

今後 大規模チームで引き続き検討 実践交流会の分科会に設定

第2分科会 「保育指針」と「モデル就業規則」を完成させる

44人（保護者5、指導員33、その他6）

【内容】

「保育指針案」を提案（責任：保育内容・保育指針委員会）
 「モデル就業規則案」を提案（責任：労働条件改善委員会）
 「指導員の倫理」「倫理綱領」についての討議

【概要 成果と課題】

「保育指針案」は、様々な意見が出された。まとめるのにもう少し時間がかかりそう。

「モデル就業規則案」

労働基準法などの新しい内容を入れ込む 介護休暇

を組織している活動 討議

【成果と課題】

運営形態や指導員会そのもの大崎などが異なっているところから3つの報告を設定したことで、有意義だった。

富士見市 民間共同学童保育から公立公営系となった例。その中でも指導員同時の学び合いを大事にしているようす。保育（の交流）にこだわっている中心の指導員たちの様子から学ぶことができた

所沢市 22クラブという大きな組織を指導員会として組織的に全体としてまとめて活動を進めているようす、その中で工夫などが学べた。

東武7地域、5地域合同指導員会 運営先は異なっているが、学び合いの組織として自主的に7地域、5地域を立ち上げている。「指導員会があつてよかった」という実際の声など、指導員会の原点を学ぶことができた。

この中から、指導員会を活性化していく上でのポイント、何が課題か等については時間の関係もあり、深められなかった。

今後、指導員連協（地域代表者会議等）で引き続き討議していく

指導員の勤務時間について朝10時とする点について議論が集中。引き続き討議

「指導員の倫理」は、時間がなく、論議をする必要についての提起のみ

進行上の問題として、発言者が限られていた キャリアの長い指導員等が少なかった？

今後

「保育指針」は、保育指針委員会で再度討議

「モデル就業規則」は、労働条件改善委員会で討議 年度内にまとめる

「倫理」については、指導員連協学習研究委員会で討議

第3分科会 「指導員会の存在意義を確かめ、元気な指導員会をつくる」

22人（保護者0、指導員21、その他1）

【内容】

県指導員連絡協議会として基調提起
 地域指導員会のいくつかから教訓的な事例報告
 富士見市指導員会（公営・社会福祉事業団）
 公営系の地域において
 所沢市学童クラブの会指導員会（民営） 比較的大きな規模の指導員組織。統組織内の指導員会
 東武沿線7地域合同指導員会（民営） 各学童保育は個々の運営だが、地域を越えて指導員会

7. 「学童保育の保育指針」「指導員の倫理綱領」づくり

(1) 学童保育の保育指針

9月の合宿研究会で「第2次案」を提示し、討議しました。それを受けて完成しました。

地域の学童保育指導員の職能団体である県指導員連絡協議会として議論をスタートしました。具体的には、1月の一日学習会に「指導員の倫理綱領づくりを進める」分科会を設けました。

(2) 指導員の倫理綱領

8. 県・埼玉大と共同の「指導員研究会」について

指導員研修カリキュラムと認証制度の検討を行うことを目的として、埼玉県、埼玉大学、県連協の三者で研究を進める「県放課後児童クラブ指導員研究会」が

3年目に入りました。しかし、2006年11月2日の会議以降、休止しており、2007年度は開催できませんでした。次年度は必ず再開して、作業をすすめます。

・指導員の雇用・労働条件の改善の取り組み ～ あわせて、指導員の仕事への理解を深める ～

「指導員の果たす役割は学童保育にとって決定的に重要であり、指導員の身分・労働条件の改善は保育内容の向上と一体不可分のものである」という視点から、指導員の雇用と労働条件の改善にとりくんできました。

県連協として、県施策への要望の最大のものとしてはたらきかけるとともに、労働条件改善委員会として必要な活動を行ってきました。

1. 第19回よりよい学童保育づくりのための一日学習会

1月20日(日) 於埼玉県県民活動総合センター

【参加者】23市町111人

06年度 = 28市町132人 / 05年度 = 110人

04年度 = 27市町村 + 他1県 = 103人

03年度 = 27市町村102人

02年度 = 26市町121人

【内容】

午前中は全体会

趣旨説明 埼玉県学童保育連絡協議会

講義「『学力格差』『経済格差』の中の子どもたち」【講師】山本由美さん(浦和大学短期大学部准教授)

午後は4分科会

1. 「指定管理者制度」に対する運動をどう進めるか～「分離増設は指定で」問題も含めて

【助言者】小池菜津夫(NPO法人草加・元気っ子クラブ代表理事)

報告 県連協指定管理者制度チームから地域報告(予定)

ふじみ野市 新設予定の学童保育から指定管理者制度を導入?

所沢市 分離増設した学童保育について指定管理者制度を導入? その他

質疑+討論

2 学童保育をめぐる情勢、制度・施策を学ぶ。自治体への運動をどう進めるかを交流する

講義 森川鉄雄(県連協事務局次長)

学童保育をめぐる情勢～放課後子どもプラ

ンをめぐる動き、厚労省ガイドライン策定等学童保育の制度・施策 「埼玉県運営基準」らを改めて学び直し、自治体施策改善に活用する

自治体が施策・予算をつくるしくみ

自治体への運動をどうつづけていくか

質疑+討論

3. またまた県連協作成「モデル就業規則第3次案」を討議し、完成させる

提案 山本和順(県連協事務局長)

9月の合宿研究会での意見・要望をふまえて第3次案を提案。

内容(給与、雇用・労働保険、社会保険、福利厚生など) 財政試算

モデル就業規則の生かし方・使い方

質疑+討論

4. 「指導員の倫理綱領」づくりを進めるパート1

【一緒に考えてくれる方】高橋誠氏(東京都文京区指導員)

提案 指導員連協研究学習委員会

指導員自身が「倫理」に関する文章を作成すること、持つことの意味

明記する「倫理」に関する内容について

指導員・地域指導員会でどう活用するか?

実効性を持たせるか?

質疑+討論

2. 第8回労働問題基礎講座

12月10日 於さいたま市産業文化センター

【テーマ】「イマドキの親をどう理解する!?～父母の労働実態とその背景にあるものを考え、指導員の仕事をとらえなおす」

【講師】鈴木佐喜子さん(白梅学院大学教授)

【参加】174人

06年度 = 179人、05年158人(内、非会員3)

04年度 = 151人 / 03年度 = 約150人

02年度 = 約260人 / 01年度 = 158人

【学習会の趣旨】

最近、父母と指導員との間、父母と学童保育との間でこういう声が聞かれます。「学童保育に対する苦情が学童保育内で解決することをしないで直接、行政に

持って行く」「保護者らしき人から苦情が匿名で届けられる」「サービス提供者(=指導員やNPO法人役員)とサービスを受ける者(=保護者)という関係で物事を考えている」等々。保護者の願いを学童保育の現場で実践するのが指導員の仕事。本来、保護者と指導員は子どもを軸に共同できる関係であるはずが、「競争」と「自己責任」を強調する価値観や行政システムが進行する社会情勢のもとで、保護者と指導員の分断が起こっています。学童保育として指導員として、「イマドキの親!?」をどう理解し、どのように共同関係をつくっていくのかを考えたいと思いました。

3. 「モデル就業規則」の作成

指導員の雇用・労働条件がなかなか改善されない原因の一つに、働き方のガイドラインが存在しないことにあるとの認識から、一昨年度から「モデル就業規

則」の作成を進めてきました。労働条件改善委員会として9月の合宿研究会に「第3次案」を提案し、この程、完成しました。

・公立公営の改良・改善、組織化

公立公営委員会内学習・交流会の開催

一昨年度までは、公立公営の問題について「公立公営委員会」で専門的に討議を行ってきました。特に、ここ数年は「指定管理者制度」に焦点を当ててきました。この「指定管理者制度」の問題が公立公営地域にはとどまらない広がりを見せていることから、県連協

内に新たに設置した「制度・政策プロジェクトチーム」内の「指定管理者制度チーム」でこの問題を扱うことにしたこともあり、今年度は、公立公営委員会の活動は休しました。

・障害児の豊かな放課後を保障する取り組み

1. 県に対して施策改善を要求

(- 1参照)

2. 障害児問題専門委員会の活動

集中講座「障害児の生活づくり」開催を準備してきました(- 4)。

また、委員会内で、各委員からテーマを出してもらい、交流しました。

【定例委員会の内容】

6月 年間計画づくり

7月 集中講座の内容づくり1 交流「気になる子」「グレーゾーン」の子どもの入所に当たった課題・問題

9月 集中講座の内容づくり2 交流「障害

児の親の願いから学ぶ」「子ども(たち)にとって居心地の良い場所とは?学童保育がそうした場になるための課題」

10月 交流「障害児を受け入れる基準や考え方」

12月 障害児集中講座1日目のまとめ 交流

2月 交流「障害児学童保育で新入所児の受け入れに当たって留意・配慮していること」

3月 障害児集中講座のまとめ 委員会活動のまとめ

3. 「新設養護学校に学童保育を」のとりくみ

(1) とりくみの主な経過

10月1日 公明党・福永県議が一般質問 知事と教育長が答弁

11月5日、バナナキッズ 上尾市総合政策課と懇談、情報収集 バナナキッズ 上尾市・桶川市・伊奈町と懇談 情報収集と要請

11月12日 母親大会県交渉 於さいたま共済会館 上尾市バナナキッズ保護者が発言

11月19日 特別支援教育課へ陳情署名第1弾を渡し、要請(次項)

11月20日 県連協全体での県との話し合い

12月3日 母親大会実行委員会と副知事との懇談 上尾市バナナキッズ保護者が発言

1月10日 副知事との懇談 上尾市バナナキッズ保護者が発言

1月24日 特別支援教育課へ陳情署名第2弾を渡し、要請

(2) 11月19日 特別支援教育課へ要請

特別支援教育課長「“研究”でなく“検討”」と回答 11月19日の要請 概要 緊急に地域にお願いした

陳情署名を届け、要望する場が持たれました。教育局から黒澤一幸特別支援教育課長ら6名が出席。県連協から薄井会長以下県連協役員4人と障害児学童保育7クラブから16人の計20人が参加しました。陳情団体を代表して上尾市のバナナキッズの若狭千代子会長から教育長宛ての署名17,466筆が手渡されました。

1月24日にも、追加署名を渡して、特別支援教育課主幹と懇談しました。最終的に教育長に対する陳情署名は合計39,022筆となりました。

陳情項目

1. 県南部地域養護学校(仮称)の新設に際し、養護学校放課後児童クラブを学校教室内ないし敷地内に設置して下さい。そのために、関係者(上尾養護学校バナナキッズ保護者・指導員等)の意見を聞く場を設ける、また関係者が学校の設計段階から関わられるなどして下さい。

2. 他の特別支援学校についても、当該養護学校放課後児童クラブからの要望にもとづいて、学校施設ないし敷地を、放課後児童クラブの専用施設

ないし活動場所として活用できるようにして下さい。

3. 特別支援学校と放課後児童クラブが、児童の支援や学校施設等の利用促進について懇談の場を設けるなどして、より緊密な連携が図れるようにして下さい。

【課長の回答】課長は冒頭30分の出席でしたが、「障害児学童保育の役割は大きいと感じている」「上尾東高の跡地については、施設や敷地を活用できるかは、今日の話と上尾市の調整を図って進めていき

い」「(参加した障害児学童保育からの「空調のある学校の部屋を放課後提供してもらいたい」との要望に答える形で)空調のある部屋についての使用については、すべての学童保育に関わることで回答は控えたいが、新設校と合わせながら考えていきたい」等と回答しました。「議会答弁をふまえて、新設養護学校にどんな形でも障害児学童保育を設置することについて決意を」との再度の要望に対して、「議会答弁には“研究”と“検討”とがあるが、“研究”でなく“検討”だということに推察してほしい」と回答しました。私たちが陳情している3項目について教育局内で真剣に検討されていることが伝わる話し合いでした。

・県連協(及び事務局体制)の組織整備・拡充の取り組み

県連協の組織を維持し、強化・拡大を図るために、加盟や『日本の学童ほいく』誌の普及等にとりくんできました。

総会の間をつなぐ決定機関である代表委員会を5回

開催し、時折の重要課題について討議・決定してきました。また、沿線ブロック毎で定例会議、交流会を開催してきました。

専門委員会毎の活動も活発に進めてきました。

1. 加盟学童保育の増加

新規に以下の6クラブが加盟しました。その他、県連協に加盟している地域で新設があり、その分だけ加盟数が増えました(さいたま市6カ所、その他など)。

熊谷市わらしべ学童保育

障害児学童保育 草加市グローイング

障害児学童保育 久喜市おひさまクラブ

行田市荒木学童クラブ

鴻巣市 鴻巣市小谷学童保育室 元もと加盟し

ている大芦学童保育室から07年度に分離増設

富士見市立富士見養護学校放課後児童クラブあ

らかると

2. 『日本の学童ほいく』誌の普及

(1) 普及のとりくみ

地域の父母と指導員の学習を助けるため、そして県連協の組織強化と財政安定のために『日本の学童ほいく』誌の普及を促してきました。

今年度は年間平均で9,004部と、前年度比で325部減りました。加盟している既存の学童保育における児童数=世帯数の増加に伴う部数増がある一方で、学童保育の組織の変化や地域連協からの脱会などがあ

った地域等で部数減とあり、全体として部数減となったものです。

県連協運営委員会としても『ほいく』誌の定着、普及・拡大の問題を重視し、2月23日の代表委員会の議題として掲げて、交流しました。

【2003~2007年度までの年間平均部数の推移】

03年度=8,036部

04年度=8,025部(前年度比-11部)

05年度=8,908部(同+883部)

06年度 = 9,229部 (同 + 321部)
07年度 = 9,004部 (同 - 325部)

(2) 『日本の学童ほいく』誌特別還元金を地域に還元

2002年度以降、全国連協より『ほいく』誌の普及

特別還元金が開始され、今年度も全国連協より還元金がありました。

2,251,062円を従来の配分率(県連協:地域連協ないし学童保育 = 2/3 : 1/3)にもとづいて県連協1,508,201円、地域連協等に743,420円を配分しました。

3. 代表委員会の開催

今年度は5回開催しました

第1回 7月7日 於桜木公民館

【出席】13市町21人 06年度 = 23人 / 05年度 = 15市町31人 / 04年度 = 13市町約20人

【内容】
報告 「埼玉県放課後子ども教室推進委員会」の発足とその内容 こども未来財団「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究報告書」の発表 参議院選挙、知事選挙 県連協として「公開アンケート」の作成
交流 地域からの報告 「放課後子どもプラン」に関わる市町村の動き、私たちのとりくみ 厚生労働省の大規模解消方針についての市町村の反応、私たちの要求ととりくみ等 「指定管理者制度」導入等の市町村の施策変更などの動き 討議 県連協の今年度の活動、特に重点課題についての報告

第2回 9月8日 於嵐山・国立女性教育会館

【出席】13市33人 06年度 = 23人 / 05年度 = 15市町31人 / 04年度 = 13市町約20人

【内容】
討議 地域の動きの交流・意見交換 2008年度県予算要望の内容について 全国学童保育研究集会への参加のお願い

第3回 12月15日 於さいたま市桜木公民館

【出席】9市21人 06年度 = 9市13人

【内容】
NHKテレビ『クローズアップ現代』視聴 報告 「2007年度県連協学童保育実態調査からわかること」 県放課後子ども教室推進委員会の報告(県内の放課後子ども教室の状況、「放課後子どもプランに関する研究会報告書」) 討議・交流 県との話し合いのまとめと課題 今後の方針 大規模問題の意見交換 放課後子どもプラン・子ども教室の各地の実態 その他

第4回 2月23日 於さいたま市桜木公民館

【出席】9市14人 06年度 = 8市町8人

【議題】大規模問題解消に向けて「一人ひとりの声を国と自治体に届ける運動」の具体化 『日本の学童ほいく』誌の普及・促進 他

第5回 4月19日 於さいたま市桜木公民館

【出席】10市21人

【報告・交流】2008年度県予算 国民生活センターの「学童保育提言」を受けて民間共同学童保育としての対応について
【議題】県連協総会議案書～情勢、2008年度方針他提案と討議 その他

4. ブロック活動 (詳しくは「ブロック活動報告」参照)

県連協傘下の5つの沿線ブロック、障害児学童保育は、定例会を軸に活動を進めてきました。定例会では、地域の実態と運動の交流、県連協としての当面の方針の具体化、沿線(ブロック)交流会の準備などを行ってきました。沿線ブロック主催による学習会・交流会が次の通り開催されました。

東武 沿線交流会

1月27日(日) 於越谷市中央市民会館

【内容・講演】「聴こえてますか小さな悲鳴」吉野啓一(元小学校教師)

京浜 ブロック行事

2月17日(日) 於浦和パルコ

【内容】「放課後子どもプランについて」交流 参加18人

東上 沿線学童保育のつどい

12月2日、於文京学院大学

【内容】午前 = 全体会 講師 村山士郎(大東文化大学) 午後 = 8分科会 参加約400人

5. 専門委員会の活動

(1) 労働条件改善委員会()

昨年度からの継続課題であった「モデル就業規則」完成に向けて議論を進めてきました。また、委員会が計画する研修会の内容づくりを行いました。

【定例委員会の内容】

6月 年間計画づくり
7月 合宿研に向けて モデル就業規則づくり
8月 合宿研に向けて モデル就業規則づくり
9月 合宿研を受けて モデル就業規則づくり
3 労働問題基礎講座内容づくり 労働問題一日学習会の内容づくり1
10月 労働問題一日学習会の内容づくり
11月 労働問題一日学習会の内容づくり モデル就業規則の討議
12月 一日学習会の内容づくり4
2月 一日学習会のまとめ モデル就業規則の作成
3月 モデル就業規則の完成
4月 委員会活動のまとめ

(2) 学習・研究委員会()

県連協主催の研修会の内容づくりを行ってきました。

【定例委員会の内容】

6月 年間計画づくり 研究集会のまとめ
7月 基礎講座のまとめ 指導員学校の内容づくり 実践交流会のプレ学習会の内容づくり
8月 合宿研「保育指針・倫理綱領」分科会の予備討議 指導員学校の諸準備
9月 指導員学校の諸準備 実践交流会プレ

西武 施設学童保育見学ツアー

1月27日(日) 33人参加 6施設を見学

北部 「沿線学習会」 2月17日(土)

3分科会 「学童保育の中で育つもの」「学校と学童保育」「放課後子どもプランと学童保育」

学習会の諸準備 合宿研「保育指針・倫理綱領」分科会の受けて今後のこと
10月 指導員学校のまとめ 実践交流会プレ学習会のまとめ 実践交流会に向けて2
11月 実践交流会に向けて3 全国研究集会のまとめ
12月 実践交流会に向けて4 指導員の倫理・倫理綱領について討議2
1月 研究集会の内容づくり 新人研修会の内容づくり
2月 研究集会の内容づくり2
3月 新人研修会のまとめ 実践交流会のまとめ 基礎講座の内容づくり
4月 委員会活動のまとめ 基礎講座の内容づくり

(3) 公立公営委員会(参照)

(4) 指導員の保育内容・保育指針専門委員会

8月20日 9月の合宿研に向けて、「保育指針・倫理綱領」の討議を行い、「保育指針案」を作成しました。

(5) 障害児問題専門委員会(「 - 2参照)

(6) 市町村制度・政策研究プロジェクト(「 - 4参照)

1. 「指定管理者制度」チーム
本年度は、「指定管理者制度」に関わる県内各地の事例を集める 県連協主催の学習会の「指定管理

者制度」に関する分科会の内容づくり 特定地域
(今回で言うと北本市)の事例検討 年度末に、中
間まとめの作成 等を行ってきました。

【定例会議の内容】

- 7月 チームのこれまでの活動の紹介・到達点
今年度の活動計画
- 8月 事例検討 北本市、東松山市
- 9月 事例検討 北本市、東松山市、草加市その
後
- 10月 全国研・指定管理者制度分科会に向けて
北本市のレポートを検討する 併せて、チ
ームとして分科会への参加の仕方の討議
- 12月 全国研・指定管理者制度分科会のまとめ
地域の状況の交流 一日学習会・実践交流
会の分科会の内容づくり
- 1月 一日学習会分科会のまとめ 地域の状
況の交流～ふじみ野市、東松山市
- 2月 地域交流～ふじみ野市、北本市 実践
交流会分科会の内容づくり2

- 3月 実践交流会分科会のまとめ 地域の動
きの交流
- 4月 チーム活動のまとめ・提言づくり

2.市町村制度・政策研究プロジェクト「大規模
分離増設」チーム
本年度は、大規模問題の実態と課題を出し合う
教訓的な地域から学ぶ(合宿研究会、実践交流会等
の分科会にて)等を行ってきました。

【定例会議の内容】

- 7月 大規模問題の現状課題、国・県の動きなどの
確認 今年度の活動計画
- 9月 合宿研究会「大規模分離増設」分科会
- 10月 合宿研分科会のまとめ 各地の状況の
交流
- 2月 実践交流会・大規模問題分科会の内容づくり

6. 専従事務局の活動

(1) 専従職員複数化によって事務能力向
上、地域への対応が広がる

県連協の日常実務を遂行するために専従事務局は活
動を進めてきました。

県当局との日常的な折衝・情報収集 地域から
の相談の窓口 諸会議への書類や資料の準備 日
常的な事務・会計処理 ニュースその他の広報活動
他団体との窓口などの仕事や役割を担ってきました。

県連協の仕事量の増大や、今日、県連協が担うべき
仕事への対応を考え、昨年度から、常勤専従職員の複
数化を図りました。

その結果、様々な事務作業が確実かつスムーズに
なり、諸会議の準備や事務処理が正確になる等の事務
能力の向上や効率化が図られる 会計処理が正確か
つ迅速に行えるようになる。書籍類の普及の拡大、郵
送経費の削減などによって会計の健全化が進む 専
従職員として地域連協、指導員連協等の会議や学習会
・催しなどへの参加が今まで以上に可能となる等の成
果がありました。

(2) 実態調査の実施・集計・公表

年次事業として、市町村に対して、「学童保育実態
調査」を実施しました。5月に自治体に調査を依頼し
ましたが、集計が遅れたため自治体へのまとめの報告
が3月末となってしまいました。

(3) 県連協HPの更新 http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/

ホームページ開設4年目となりました。学童保育や
県連協の主催事業への参加申し込みや書籍の注文など
があり、大変役立ちました。また、地域に連絡協議会
などのない地域から市町村の施策についての質問や相
談も寄せられました。

(4) 県内専従職員有志の学習と交流

東上線沿線ブロック専従者有志で全県各地の専従職
員に呼びかけて、学習や交流を行いました。

6月4日 於さいたま市産業文化センター
学習 『放課後児童クラブにおけるガイドライ
ン研究調査報告書』に学ぶ

講師 = 志村伸之(県連協副会長)
交流 自治体の動き、地域連協の新年の方針
議題 今年度の計画

ティセーター
交流 各地の2008年度予算への要求と運動
その他

8月19日(日) 於川越市
「ガイドライン案」講師 = 志村伸之(県連協副会
長) 事例検討「組織における 専従職員の役
割、指導員との関係づくり」 地域報告と交流

2月25日 於川越市
2008年度政府予算案、指定管理者制度などに
ついて 意見交換「各々の地域における専従職員
の役割他は何か」

12月10日(月) 於さいたま市与野本町コミュニ

7. 健全財政の確立

県連協の活動が円滑に展開できるように財政活動を
進めてきました。

a) 一般会計の状況 (総会議案書「当日資料集」
を参照)

b) 助け合い基金の活用
つくり運動に伴う立ち上がりまでの資金、行政の補
助金が支給されるまでのつなぎ資金等に利用されます。
新規に3件340万円の貸し出しをおこないました。

8. 県指導員連絡協議会との協議

県指導員連絡協議会は、独自に専従職員を配置する
ことを2007年度から検討し始めました。加盟指導員
が増え、組織も大きくなってきたなかで、三役や事務
局の事務が過大となっていること、指導員をとりまく
課題・問題により的確に対応できる組織づくりの必要
からです。

指導員連協と県連協との関係のあり方を改めて考え、
県連協としてどういう支援ができるかを考えるために、
3月7日、指導員連協三役と県連協三役との協議を場
を持ちました。

概要は以下のようです。

1. これまでの経過の確認
2. 指連協から討議の経過と内容を報告
3. 論議
指連協に専従職員を配置する意義
県連協として一定の財政支援をすることの必
要性を議論。財政支援の前提として、指導員連

協としての議論が必要
今回の問題を契機に、指連協組織、特に沿線
ブロックと代表委員会・三役との関係、会費の
しくみについても討議する必要

4. 今後の方向

新学期から、指導員連協三役(+県連協事務
局+その他)を中心に作業部会(ワーキング・
グループ)「仮称・指連協専従職員雇用検討委
員会」を発足

8月末までに一定の方向を提案
その中で、指連協の 沿線と本体それぞれ
別々に納めている会費を一本化することも検討
常勤職員を配置することを前提に財政 シュ
ミレーションを作成してみる
県連協としても、財政支援などについて平行
して議論

9. その他 第11回北関東ブロック交流会埼玉開催

2月9～10日 於嵐山・国立女性教育会館

【内容】「学童保育の運営基準・ガイドラインを学び、
自治体の施策改善に結びつける」
埼玉県、栃木県、群馬県の3県で「運営基準」「ガ

イドライン」策定がされている、されつつある。それ
らの内容、行政の考え方、取り組みなどを交流する
厚生労働省の「ガイドライン」も策定された。それ

との関わりも検討する。

埼玉から9人が参加しました。

【助言】志村信之氏（埼玉県連協副会長）

・他団体との共同した取り組み

1. 埼玉県保育問題協議会（ 県連協として加盟）

a) 全国学童保育連絡協議会も加盟する全国保育団体連絡会がとりくんだ「保育・学童保育予算の大幅増額を求める」請願署名にとりくみ、22,448筆を集めました。

b) 常任委員会に参加しました。

2. その他のとりくみ

(1) 埼玉母親連絡会の活動への参加

a) 第52回埼玉母親大会
6月3日（日） 於川口市

12月3日

上尾市バナナキッズ保護者の水野さんが参加し、発言しました。

b) 母親大会 県交渉

11月12日 於埼玉共済会館

学童保育から3名が参加しました。

(2) その他、県連協への依頼

他団体から県連協に対して多数の協力や協賛の依頼があり、運営委員会で討議して、随時、応えてきました。

c) 母親大会実行委員会と副知事との懇談